

# 沖縄県建築基準法取扱基準

施行日：平成23年4月1日

改定：平成24年3月2日（平成24年4月1日施行）

改定：平成26年3月31日（平成26年4月1日施行）

改定：平成28年3月31日（平成28年4月1日施行）

改定：令和2年6月10日（令和2年6月10日施行）

沖縄県特定行政庁連絡協議会

## 発刊にあたって

平成19年6月の改正建築基準法の施行後、建築確認申請の審査が厳格化されました。これにより、建築確認審査が停滞し、全国的に大きな社会問題となりましたが、特に沖縄県では、平成20年3月と12月に建築関連業界による「建築確認の円滑化等を求める総決起大会」が開催されるなど、非常に大きな社会問題となりました。

このため、沖縄県では、事前審査制度など建築確認の円滑化対策に取り組み、建築確認審査の停滞問題は除々に改善されていきました。

その後、平成22年6月に建築確認審査の迅速化、申請図書の見直し等の観点から、建築基準法施行規則及び関連告示の改正による「建築確認申請の運用改善」が実施され、さらなる確認申請手続きの円滑化が図られることとなったことから、沖縄県では平成22年6月から事前審査制度を廃止しました。

また、建築行政における円滑かつ適確な業務の推進を目的として国土交通省技術的助言により、建築行政マネジメント計画の策定が推進されたことから、この計画の一部として、平成22年7月から円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書(以下、「推進計画書」という。)を定めて、建築確認申請の円滑化に努めているところです。

この推進計画書の中で、審査過程における具体的な取り組みとして、統一化した審査基準等の作成を掲げています。

このため、これまでに県内で取り扱ってきた内規やそれぞれの特定行政庁毎に取扱い方針がまちまちであった建築基準法の法解釈等について、可能な限り統一した運用を図るため、この度「沖縄県建築基準法取扱基準」を定めました。この「取扱基準」を定めることにより、各特定行政庁及び土木事務所並びに指定確認検査機関の審査が迅速に行われることだけでなく、申請者が円滑な申請手続きを進めるための参考として活用されることを期待しています。

平成23年3月  
沖縄県特定行政庁連絡協議会

# 沖縄県建築基準法取扱基準

	目次	ページ
<b>第1 総則</b>		
	敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて	1-1
	機械式自動車駐車場の取扱いについて	1-2
	トレーラーハウスの取扱いについて	1-3
	集会場の取扱いについて	1-4
	ビニールハウスの取扱いについて	1-5
	携帯電話の中継基地の取扱いについて	1-6
	公園、広場の取扱いについて	1-7
	昇降機を含む建築物の仮使用承認の取扱いについて	1-8
	用途変更の取扱いについて	1-9
	土地区画整理事業により築造される擁壁の取扱いについて	1-10
	面積算定の取扱いについて	1-11
	屋上階段室の階数の取扱いについて	1-12
	吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び外部階段の床面積の取扱いで、外気に有効に開放されている部分の隣地境界からの距離について	1-13
	建築基準法第6条第2項の取扱いについて	1-14
	鉄筋コンクリート造の軒高さの取扱いについて	1-15
	昇降機の既存不適格部分(戸開走行保護装置や地震時管制運転装置等)を改修する場合の確認申請の取扱いについて	1-16
	確認図書における塀に関する明示事項について	1-17
<b>第2 単体規定</b>		
	現在単独浄化槽である建築物を増改築する場合の取扱いについて	2-1
	シックハウス対策における換気設備の構造について	2-2
	共同住宅等における納戸について	2-3
	塀の前後に高低差がある場合の単独塀の場合の高さの取り方について	2-4
<b>第3 集団規定</b>		
	採光等の規定に関する里道の取扱いについて	3-1

## 目 次

ページ

第一種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて

3-2

ペット関連施設の用途について

3-3

### 第4 防火避難規定

令第128条における共同住宅の出口の解釈について

4-1

窓その他の開放できる部分の取扱いについて

4-2

排煙免除規定による内装制限の適用範囲の取扱いについて

4-3

屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて

4-4

竪穴区画における屋外階段の取扱いについて

4-5

建築物に設ける煙突(排気筒)について

4-6

ペDESTリアンデッキの取扱いについて

4-7

直通階段(令第120条第4項)の取扱いについて

4-8

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	敷地内に里道又は水路等で分断された敷地の取扱いについて	法第2条		
		令第1条		
取 扱 い	<p>原則としてそれぞれ別の敷地とみなす。ただし、里道や水路等の管理者から占用許可等や工作物設置許可を受けた橋等により一体的な利用がなされ、安全上、防火上支障がなければ一つの敷地と見なすことは可能である。</p> <p>また、一団の土地と認められる場合の建ぺい率及び容積率の計算にあたっては、原則として里道又は水路等の部分を敷地の範囲から除外する。</p>			
解 説	<p>1 橋等の有効幅員については、建築物の用途規模に応じた接道長さを満たす必要がある。</p> <p>2 占用許可等とは、占用許可、使用許可(占用する旨の許可)を想定。</p>			
関 連	建築基準法質疑応答集P3925 昭和38年住指発第100号 【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】	大分類	中分類	小分類
		総則	敷地	敷地

# 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	機械式自動車駐車場の取扱いについて	法第2条 令第 条						
取 扱 い	<p>1 屋根を有する機械式自動車車庫は建築物に該当する。</p> <p>2 屋根を有しない機械式自動車車庫で高さが8メートルを超えるものは、建築物として取り扱う。</p> <p>3 屋根を有しない機械式自動車車庫で高さが8メートル以下のものは工作物として取り扱う。そのうち令第138条第3項第2号に該当するものは確認申請が必要であり、用途制限等がかかる。</p> <p>なお、高さは主要な骨組の設置面から、主要な骨組又は装置上端の最も高い位置までとする。</p>							
解 説	<p>自走式立体自動車車庫は、機械式自動車車庫には含まれず、高さに関係なく建築物に該当する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre>             graph TD             A[機械式自動車車庫] -- YES --&gt; B[屋根がある]             B -- YES --&gt; C[建築物に該当]             B -- NO --&gt; D[高さ8メートル以下]             D -- NO --&gt; C             D -- YES --&gt; E[令第138条第3項第2号に該当する]             E -- NO --&gt; F[工作物であるが確認申請不要]             E -- YES --&gt; G[確認申請が必要な工作物であり、用途制限等がかかる]             </pre> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>8m以下</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>8m以下</p> </div> </div>							
関 連	<p>基準総則・集団規定の適用事例(日本建築行政会議2017年度版)P19 昭和50年建告第644号、昭和35年通達第368号、昭和59年通達第143号、昭和61年通達第115号 床面積の算定方法の解説(平成14年日本建築行政会議)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大分類</td> <td style="width: 33%;">中分類</td> <td style="width: 33%;">小分類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総則</td> <td style="text-align: center;">定義</td> <td style="text-align: center;">機械式 駐車場</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	総則	定義	機械式 駐車場
大分類	中分類	小分類						
総則	定義	機械式 駐車場						

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	トレーラーハウスの取扱いについて	法第2条		
		令第 条		
取 扱 い	<p>トレーラーハウス(機動装置を備えない車両で、自動車等により目的地まで牽引し、住宅・事務所・店舗等として使用するもの(屋内的用途と認められるもの))のうち、次のいずれかに該当するものは、法第2条第1号の建築物として取り扱うものとする。</p> <p>なお、設置時点では建築物に該当しない場合であっても、その後の維持管理の結果として次のいずれかに該当するに至った場合には、その時点から建築物として扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 トレーラーハウスの移動に支障のある階段・ポーチ・ベランダ・柵等があるもの。</li> <li>2 給排水・ガス・電気・電話・冷暖房等のための設備配線配管をトレーラーハウスに接続する方式が、着脱式(工具を要さずに取り外すことが可能な方式)でないもの。</li> <li>3 その他、トレーラーハウスの規模(床面積・高さ・階数等)・形態・設置状況等から、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。</li> </ol> <p>廃バスを屋内的用途として使用していると認められるもので、土地に定着(随時かつ任意に移動できるものを除く)しているもの、又は本文2(ライフラインの配線配管)に該当するものについては建築物とする。</p> <p>なお、バスとは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車であって、11人乗り以上のものであり、これを道路運送車両法第15条の規定により抹消登録したのが廃バスである。</p>			
解 説	<p>本文1中「移動に支障のある」ものには、次のものも該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車輪が取り外されているもの、又は車輪は取り付けられているが走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。</li> <li>2 上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの(支持構造体を取り外すためにはその一部を破壊することが必要な場合等)。</li> <li>3 トレーラーハウスの敷地内に、トレーラーハウスを移動するための通路(トレーラーを支障なく移動することが可能な構造(勾配・幅員・路盤等)を有し、トレーラーハウスの位置から公道に至るまで連続しているもの。)がないもの。</li> </ol>			
関 連	昭和62年例規第419号 平成9年通達第170号 平成14年日本建築行政会議基準総則P14	大分類	中分類	小分類
		総則	定義	トレーラーハウス

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	集会場の取扱いについて	法第2条		
		令第 条		
取 扱 い	<p>法第2条第1項第2号における特殊建築物のうち、集会場の考え方は「基準総則 集団規定の適用事例」(日本建築行政会議2017年度版)38ページによる。</p> <p>ただし、地区公民館・地区集会所については、一室の客席部分の床面積が200平方メートル以上のものを法別表第1(い)欄(1)項の集会場として取扱うものとする。</p>			
解 説	<p>「地区公民館、地区集会所」とは、町内会等の小範囲住民だけを利用対象とし、地区外から人車の集散の恐れがなく、当該地区住民の社会教育・自治活動の目的で設けるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>フローチャート(地区公民館・地区集会所について)</b></p> <pre> graph TD     A[地区公民館・地区集会所である。] -- NO --&gt; B[本取扱不適用]     A -- YES --&gt; C[一室の客席部分の床面積が200㎡以上]     C -- NO --&gt; D[法別表第1(い)欄(1)項の集会場でない。 ⇒法第6条1号建築物でない。]     C -- YES --&gt; E[法別表第1(い)欄(1)項の集会場である。 ⇒法第6条1号建築物に該当。]                 </pre>			
関 連	基準総則・集団規定の適用事例(日本建築行政会議2017年度版)P38	大分類	中分類	小分類
		総則	定義	集会場



## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	ビニールハウスの取扱いについて	法第2条		
		令第 条		
取 扱 い	<p>次に掲げる農業用又は水産用の用途に供するビニールハウスは、建築物として扱わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 育成・栽培のために限定して設置されたものであること。</li> <li>2 施設を覆うビニールシート等は薄い材料で容易に取り外しができるものであること。</li> </ol>			
解 説				
関 連	【平成20年度九州ブロック建築行政連絡会議】 【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】	大分類	中分類	小分類
		総則	定義	ビニール ハウス

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	携帯電話の中継基地の取扱いについて	法第2条			
		令第 条			
取 扱 い	<p>携帯電話の中継基地の通信機器キュービクルは、原則として、内部に人が入り機器の維持管理等のためのメンテナンス等を行うものは建築物として扱い、外部から機器の維持管理のためのメンテナンス等を行うものは、建築物として扱わない。</p>				
解 説					
関 連	建築基準法質疑応答集P237	大分類	中分類	小分類	
		総則	定義	中継基地	

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	公園、広場の取扱いについて	法第2条、第28条、第56条 令第 条		
取 扱 い	<p>建築基準法上の公園には、「防火上有効な公園」、「公園」、「広い公園」がある。都市公園法に基づく公園、自然公園法に基づく公園であれば、建築基準法の「公園」として取り扱う。ただし、「防火上有効な公園」については、公園の規模や形状によっては防火上有効とならない場合もあるため、個別に判断する。また、「広い公園」の取扱いについては、許可が必要であり、建築審査会の同意が必要であるため、個別に判断する。</p> <p>「公園」は、延焼ライン、採光、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線(街区公園は対象外)の各規定に適用できる。</p> <p>「広場(都市公園及び自然公園以外の公園を含む)」については、公共用地として担保できるかどうかで判断し、担保できる場合は「公園」と同様な取扱いとする。北側斜線制限、日影制限については公園の日照確保のため、「公園」による緩和の対象とならない。</p>			
解 説				
関 連	詳解建築基準法 改訂版(平成3年発行) 建築基準法質疑応答集	大分類	中分類	小分類
		総則	定義	公園 広場

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	昇降機を含む建築物の仮使用認定の取扱いについて	法第7条の6 令第 条						
取 扱 い	<p>建築工事と昇降機設置工事が同時に行われる建築物の部分の仮使用において、当該仮使用部分に昇降機が含まれ、その昇降機を併せて仮使用する場合は、昇降機の仮使用を含めた建築物の仮使用認定申請をすることとし、昇降機の仮使用認定申請は要しない。</p>							
解 説								
関 連	建築基準法質疑応答集P884	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大分類</td> <td style="width: 33%;">中分類</td> <td style="width: 33%;">小分類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総則</td> <td style="text-align: center;">手続き</td> <td style="text-align: center;">昇降機等</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	総則	手続き	昇降機等
大分類	中分類	小分類						
総則	手続き	昇降機等						

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	用途変更の取扱いについて	法第87条 令第137条の18																										
取扱い	<p>用途変更をする場合は、下表のように取り扱う。 なお、確認申請が不要であっても、法に適合する必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 10%;">全体床面積</th> <th style="width: 40%;">変更前→変更後</th> <th style="width: 10%;">確認申請の要否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>ケース1</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存事務所面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=300㎡                 </div> </td> <td style="text-align: center;">600㎡</td> <td style="text-align: center;">                     特殊建築物でない                      ↓                      特殊建築物                 </td> <td style="text-align: center;">必要</td> </tr> <tr> <td> <b>ケース2</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存事務所面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=150㎡                 </div> </td> <td style="text-align: center;">450㎡</td> <td style="text-align: center;">                     特殊建築物でない                      ↓                      特殊建築物でない                 </td> <td style="text-align: center;">不要</td> </tr> <tr> <td> <b>ケース2-2</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存店舗面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=150㎡                 </div> </td> <td style="text-align: center;">450㎡</td> <td style="text-align: center;">                     特殊建築物                      ↓                      特殊建築物  <small>ただし、既存店舗部分に変更はなく、 変更に係る部分が200㎡以下。</small> </td> <td style="text-align: center;">不要</td> </tr> <tr> <td> <b>ケース3</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存店舗面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=300㎡                 </div> </td> <td style="text-align: center;">600㎡</td> <td style="text-align: center;">                     特殊建築物                      ↓                      特殊建築物                 </td> <td style="text-align: center;">必要</td> </tr> <tr> <td> <b>ケース4</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存店舗面積=150㎡                      事務所→店舗                      変更面積=100㎡                 </div> </td> <td style="text-align: center;">250㎡</td> <td style="text-align: center;">                     特殊建築物でない                      ↓                      特殊建築物                 </td> <td style="text-align: center;">必要</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">上表中、「特殊建築物」とあるのは、建築基準法第6条第1項第1号の規定による「特殊建築物」をいう。</p>					全体床面積	変更前→変更後	確認申請の要否	<b>ケース1</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存事務所面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=300㎡                 </div>	600㎡	特殊建築物でない ↓ 特殊建築物	必要	<b>ケース2</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存事務所面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=150㎡                 </div>	450㎡	特殊建築物でない ↓ 特殊建築物でない	不要	<b>ケース2-2</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存店舗面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=150㎡                 </div>	450㎡	特殊建築物 ↓ 特殊建築物 <small>ただし、既存店舗部分に変更はなく、 変更に係る部分が200㎡以下。</small>	不要	<b>ケース3</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存店舗面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=300㎡                 </div>	600㎡	特殊建築物 ↓ 特殊建築物	必要	<b>ケース4</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存店舗面積=150㎡                      事務所→店舗                      変更面積=100㎡                 </div>	250㎡	特殊建築物でない ↓ 特殊建築物	必要
	全体床面積	変更前→変更後	確認申請の要否																									
<b>ケース1</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存事務所面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=300㎡                 </div>	600㎡	特殊建築物でない ↓ 特殊建築物	必要																									
<b>ケース2</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存事務所面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=150㎡                 </div>	450㎡	特殊建築物でない ↓ 特殊建築物でない	不要																									
<b>ケース2-2</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存店舗面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=150㎡                 </div>	450㎡	特殊建築物 ↓ 特殊建築物 <small>ただし、既存店舗部分に変更はなく、 変更に係る部分が200㎡以下。</small>	不要																									
<b>ケース3</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存店舗面積=300㎡                      事務所→店舗                      変更面積=300㎡                 </div>	600㎡	特殊建築物 ↓ 特殊建築物	必要																									
<b>ケース4</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                     既存店舗面積=150㎡                      事務所→店舗                      変更面積=100㎡                 </div>	250㎡	特殊建築物でない ↓ 特殊建築物	必要																									
解説																												
関連	基準総則・集団規定の適用事例(日本建築行政会議2017年度版)P55	大分類	中分類	小分類																								
		総則	手続	用途変更																								

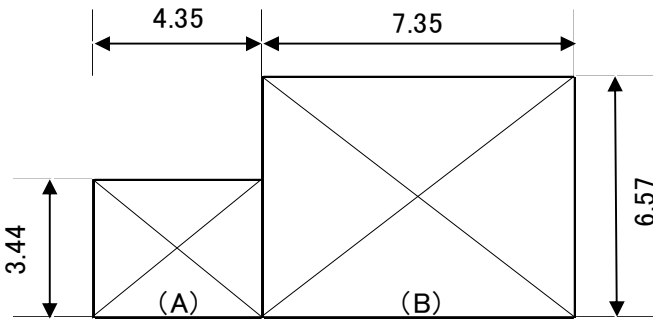
## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	土地区画整理事業により築造される擁壁の取扱いについて	法第88条 令第138条、第142条						
取 扱 い	<p>建築基準法第88条第4項においては、宅地造成等規制法及び都市計画法第29条の許可を受けなければならない擁壁については、建築確認等の規定は適用しないこととなっている。それらの許可の際、設置する擁壁の構造も審査事項となっており、二重の規制を避ける意味で対象外としている。しかし、土地区画整理事業における擁壁は、この条文には当てはまらないため、あらかじめ工作物の確認を受ける必要があり、その際は、擁壁の構造設計においてあらかじめ建築物の重量や基礎の位置等を想定して設計に反映させておく必要がある。</p> <p>なお、道路法等他法令による擁壁等の工作物で、他の法令・指針等により安全性が確認できるものについては、確認申請は省略することができる。</p>							
解 説								
関 連	逐条解説建築基準法(ぎょうせい平成24年発行)P1218 【平成22年度九州ブロック建築行政連絡会議】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大分類</td> <td style="width: 33%;">中分類</td> <td style="width: 33%;">小分類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総則</td> <td style="text-align: center;">手続き</td> <td style="text-align: center;">擁壁</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	総則	手続き	擁壁
大分類	中分類	小分類						
総則	手続き	擁壁						

# 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	面積算定の取扱いについて	法第92条																													
		令第2条																													
取 扱 い	<p>1 床面積の算定は、階毎に小数点以下第2位までとし、第3位以下を切り捨てる。(途中省略はしないこと。)</p> <p>2 延べ面積は、各階の小計を加え合わせること。</p> <p>3 敷地面積、建築面積についても、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。</p>																														
解 説																															
	<p>各階床面積</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">1F (A)</td> <td style="text-align: right;"><math>3.44 \times 4.35 = 14.964</math></td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">←ここでは省略しない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(B)</td> <td style="text-align: right;"><math>7.35 \times 6.57 = 42.2895</math></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;"><u>63.2535</u></td> <td>←ここで切り捨てる</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1F</td> <td style="text-align: right;">63.25 m<sup>2</sup></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2F 以下、計算は同じ</td> <td style="text-align: right;">63.25 m<sup>2</sup></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3F</td> <td style="text-align: right;">" 63.25 m<sup>2</sup></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;"><u>延べ床面積</u></td> <td style="text-align: right;">189.75 m<sup>2</sup></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				1F (A)	$3.44 \times 4.35 = 14.964$	}	←ここでは省略しない	(B)	$7.35 \times 6.57 = 42.2895$			<u>63.2535</u>	←ここで切り捨てる	1F	63.25 m <sup>2</sup>			2F 以下、計算は同じ	63.25 m <sup>2</sup>			3F	" 63.25 m <sup>2</sup>			<u>延べ床面積</u>		189.75 m <sup>2</sup>		
1F (A)	$3.44 \times 4.35 = 14.964$	}	←ここでは省略しない																												
(B)	$7.35 \times 6.57 = 42.2895$																														
		<u>63.2535</u>	←ここで切り捨てる																												
1F	63.25 m <sup>2</sup>																														
2F 以下、計算は同じ	63.25 m <sup>2</sup>																														
3F	" 63.25 m <sup>2</sup>																														
<u>延べ床面積</u>		189.75 m <sup>2</sup>																													
関 連	建築申請手続きマニュアルP329 不動産登記法施行令第4条、同第8条	大分類	中分類	小分類																											
		総則	面積 高さ 階数	床面積																											

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	屋上階段室の階数の取扱いについて	法第92条			
		令第2条			
取 扱 い	<p>階段室内に屋内的用途に供する部分がなく、屋上への出入りのためだけに使用されることが明らかなものは、令第2条第1項第8号に規定する「昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分」とみなし、水平投影面積が8分の1以下であれば、階数に算入しない。</p>				
解 説	<p>「階段室については、令第2条第1項第6号の口の条文の中で「階段室」という言葉が使われており、第8号では使われていないので、「階段室」は含まれないのではないかという解釈もあるが、実態上は、昇降機塔等と同様であるので、含まれるとして取り扱う。」(「基準総則・集団規定の適用事例」(日本建築行政会議2017年度版)109ページ)</p> <p>なお、屋上階段室は、階数に算入されない場合でも、塔屋(PH)として「階」には該当し、床面積には算入されるので念のため。</p>				
関 連	「基準総則・集団規定の適用事例」(日本建築行政会議2017年度版)P109	大分類	中分類	小分類	
		総則	面積 高さ 階数	屋上 階段室	



## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び外部階段の床面積の取扱いで、外気に有効に開放されている部分の隣地境界からの距離について	法第92条 令第2条						
取 扱 い	<p style="text-align: center;">外気に有効に開放されている部分の取扱い</p> <p>1 隣地境界線からの距離が0.5メートル以上であること。                  2 当該部分が面する同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が1メートル以上であること。</p>							
解 説								
関 連	昭和62年2月12日付土建第1449号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大分類</td> <td style="width: 33%;">中分類</td> <td style="width: 33%;">小分類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総則</td> <td style="text-align: center;">面積 高さ 階数</td> <td style="text-align: center;">床面積</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	総則	面積 高さ 階数	床面積
大分類	中分類	小分類						
総則	面積 高さ 階数	床面積						

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	建築基準法第6条第2項の取扱いについて	法第6条2項		
		令第 条		
取 扱 い	<p>既存建築物のある敷地内に、10平方メートル以内の別棟を建築する場合において、棟単位では「新築」であるが、同一敷地内における「増築」と考えるため、手続きを要しない。</p>			
解 説				
関 連	【平成22年度第4回特定行政庁等連絡会議】 【平成23年度第1回沖縄県建築行政連絡会議】	大分類	中分類	小分類
		総則	手続	増築

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	鉄筋コンクリート造の軒高さの取扱いについて	法第92条		
		令第2条		
取 扱 い	鉄筋コンクリート造の軒の高さは、地盤面から屋上スラブの上端までとする。			
解 説	<p>昭和57年度第3回沖縄県建築行政主管課長及び建築主事会議で梁下端で統一された。平成8年度及び平成12年度沖縄県建築行政連絡会議で再度議論されたが、統一見解のとおりに運用しているのは半数であった。</p> <p>その後、平成18年日本行政連絡会議に全国的な取扱いと統一すべきとの議題があり、基準総則・集団規定の適用事例(日本建築行政会議)において、軒の高さは地盤面から屋上のスラブ上端までと統一されている。</p>			
関 連	基準総則・集団規定の適用事例(日本建築行政会議2017年度版)P108	大分類	中分類	小分類
		総則	面積 高さ 階数	高さ

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	昇降機の既存不適格部分(戸開走行保護装置や地震時管制運転装置等)を改修する場合の確認申請の取扱いについて	法第87条の4 令第146条																		
取 扱 い	<p>平成23年度「日本建築行政会議全国会議」P407における、行政手続きの明確化にあるように確認申請は不要とする。</p> <p>ただし、戸開走行保護装置等の設置後、報告する必要がある、その報告方法は、建築基準法第12条第5項の報告とするか、定期報告にて確認するか各特定行政庁の取扱いによる。</p> <p style="text-align: center;">「昇降機技術基準の解説(2009版)」P2.2-28 表-(令146)-1 既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請手続き</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 35%;">(1)既設エレベーターの改修</td> <td>1)機械室を移設するとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2)エレベーターを全部取り換えるとき(乗り場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も全部取り換えとみなす。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3)エレベーターの用途を変更するとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4)定員、積載荷重又は速度を変更するとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5)昇降工程を延長するとき</td> </tr> <tr> <td>(2)既設エスカレーターの改修</td> <td>1)輸送能力を変更するとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2)エスカレーターを入れ替えるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3)エスカレーターを移設するとき</td> </tr> <tr> <td>(3)小荷物専用昇降機の改修</td> <td>1)既設エレベーターの改修を準用する。</td> </tr> </table>		(1)既設エレベーターの改修	1)機械室を移設するとき		2)エレベーターを全部取り換えるとき(乗り場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も全部取り換えとみなす。)		3)エレベーターの用途を変更するとき		4)定員、積載荷重又は速度を変更するとき		5)昇降工程を延長するとき	(2)既設エスカレーターの改修	1)輸送能力を変更するとき		2)エスカレーターを入れ替えるとき		3)エスカレーターを移設するとき	(3)小荷物専用昇降機の改修	1)既設エレベーターの改修を準用する。
(1)既設エレベーターの改修	1)機械室を移設するとき																			
	2)エレベーターを全部取り換えるとき(乗り場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も全部取り換えとみなす。)																			
	3)エレベーターの用途を変更するとき																			
	4)定員、積載荷重又は速度を変更するとき																			
	5)昇降工程を延長するとき																			
(2)既設エスカレーターの改修	1)輸送能力を変更するとき																			
	2)エスカレーターを入れ替えるとき																			
	3)エスカレーターを移設するとき																			
(3)小荷物専用昇降機の改修	1)既設エレベーターの改修を準用する。																			
解 説	<p>既存昇降機の改修工事の場合の確認申請の取扱いについては、従来と同様な取扱いが「昇降機技術基準の解説(2009版)」P2.2-28表-(令146)-1に掲載されているが、「昇降機技術基準の解説(2009版)正誤表」(平成22年3月26日)において「重要な安全装置、制御装置・巻上機等の装置の場合も含んでおり、これらの場合には、特定行政庁に取扱いについて確認すること。」と示されているため、JCBAの方針を参考に県内統一扱いとすることとした。</p> <p>報告方法については、定期報告とするか法第12条第5項とするかに意見がわかれたことから、個別判断とする。</p>																			
関 連	<p>【平成23年度第1回沖縄県建築行政連絡会議】 【平成23年度日本建築行政会議全国会議】P407</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大分類</td> <td style="width: 33%;">中分類</td> <td style="width: 33%;">小分類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総則</td> <td style="text-align: center;">手続</td> <td style="text-align: center;">昇降機</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	総則	手続	昇降機												
大分類	中分類	小分類																		
総則	手続	昇降機																		

## 沖縄県建築基準法取扱基準

☆総則

内容	確認図書における塀に関する明示事項について	法第6条			
		令第 条			
取 扱 い	<p>申請敷地内に存する又は計画する補強コンクリートブロック造の塀又は組積造の塀については、規則第1条の3第1項の表2の(1)項で定める事項のほか、配置図には次の事項を明示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「新設、既設の別」、「構造」および「高さ」</li> <li>2 建築士特例による図書省略可能な申請であっても、新設の場合は、令第62条の8又は令第61条に適合させる旨</li> <li>3 既存の場合は、高さ、厚さ等外観でわかる事項</li> <li>4 道路境界沿いにある既設の塀で、高さが1.2メートルを超えるものは、設計者による構造安全性の所見</li> </ol>				
解 説	<p>3について、既設の塀は、隠蔽部(内部の鉄筋状況や基礎の状況)の把握が難しい場合が多いため、明示は不要とするが、外観(高さ、厚さ等)でわかる部分は明示させる。</p> <p>4については、通行人等第三者への被害を防止するために明示させる。</p> <p>なお、本取扱いは、規則第1条の3第1項各表における「配置図」に最低限明示すべき事項として、県内で統一したものであり、構造安全性の適否判断等、上記以外の事項について明示させるかどうかは、建築主事等に委ねることとする。</p> <p>また、図面の縮尺は、1/100、1/200等のきりの良い値とし、図面に記載する文字の大きさは2mm以上とすること。</p>				
関 連	<p>【平成30年度沖縄県建築行政連絡会議】 【平成30年度第4回特定行政庁連絡会議】</p>	大分類	中分類	小分類	
		総則	手続	図書	

## 沖縄県建築基準法取扱基準

★単体規定

内容	現在単独浄化槽である建築物を増改築する場合の取扱いについて	法第31条		
		令第35条		
取 扱 い	<p>特定行政庁又は建築確認検査機関と協議することにより、以下の場合は既存の単独浄化槽によることができるものとする。</p> <p>1 原則として下水道の予定処理区域内(下水道法第5条第1項第1号)で、増築後における処理対象人員に応じた放流水質を確保できる場合。</p> <p>2 増築部分に給排水設備がなく、かつ、実質的な処理対象人員に増員がない場合。 ただし、原則として改築を行う場合は既存の単独浄化槽は認められない。</p>			
解 説				
関 連	浄化槽の設計・施行上の運用指針(2015年版)P4	大分類	中分類	小分類
		単体規定	設備	浄化槽

## 沖縄県建築基準法取扱基準

★単体規定

内容	シックハウス対策における換気設備の構造について	法第28条		
		令第 条		
取 扱 い	シックハウス対策として、サッシに設けられたガラリについて、換気上有効な給気口として認められる。			
解 説				
関 連	【平成15年度九州ブロック建築行政連絡会議】	大分類	中分類	小分類
		単体規定	設備	構造

## 沖縄県建築基準法取扱基準

### ★単体規定

内容	共同住宅等における納戸について	法第28条		
		令第 条		
取 扱 い	<p>次に掲げるいずれかを設けた共同住宅等の室については、住宅の居室とみなし法第28条第1項に定める採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、電話、インターネット機器を接続するための設備</li> <li>2 畳、ベッド等</li> <li>3 押入れ等</li> </ol>			
解 説	<p>共同住宅等の住戸において、法第28条第1項に定める採光のための窓その他の開口部がない室を納戸等として建築確認済証の交付を受けながら、当該室内にテレビや電話等を設け居室として利用するものが見受けられる。</p> <p>居室に必要な設備等を設けた室については、たとえ室名が納戸等であっても住宅の居室とみなし法第28条第1項に定める採光のための窓その他の開口部を設けるように定めるものである。</p> <p>なお、法第28条第1項ただし書きの規定により、用途上やむを得ない居室については、その限りでない。</p> <p>例：住宅の音楽練習室、リスニングルーム等(遮音板を積み重ねた浮き床を設ける等遮音構造であること並びに当該住宅の室数及び床面積を勘案し、付加的な居室であることが明らかなものに限る。)</p>			
関 連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】 【平成7年住指発第153号】	大分類	中分類	小分類
		単体規定	衛生	採光



# 沖縄県建築基準法取扱基準

## ★単体規定

内容	塀の前後に高低差がある場合の単独塀の場合の高さの取り方について	法第20条 令第62条の8						
取扱い	<p>塀の前後に高低差がある単独塀の高さについては、下記の図の場合、低い方からの高さ(h1)とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div>							
解説								
関連	<p>【平成30年度沖縄県建築行政連絡会議】 【平成30年度第4回特定行政庁連絡会議】 壁式構造関係設計規準集・同解説(メーソソリー編)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大分類</td> <td style="width: 33%;">中分類</td> <td style="width: 33%;">小分類</td> </tr> <tr> <td>単体規定</td> <td>構造</td> <td>塀の高さ</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	単体規定	構造	塀の高さ
大分類	中分類	小分類						
単体規定	構造	塀の高さ						

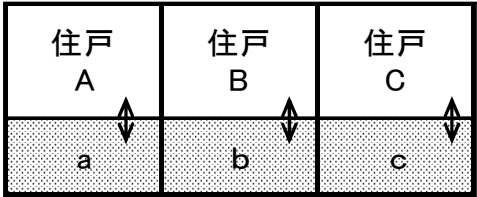
## 沖縄県建築基準法取扱基準

● 集団規定

内容	採光等の規定に関する里道の取扱いについて	法第28条、第56条、第56条の2 令第 条																							
取扱い	<p>採光等の各規定に関する里道については、形態がある場合のみ以下のとおり取扱う(形態がない里道については、緩和されない)。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">各規程 ( )内は規定の内容</th> <th style="width: 25%;">形態がある場合</th> <th style="width: 50%;">考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延焼ライン (道路-1/2) (空地等-対象外)</td> <td>幅員の中心線を境界線とみなす</td> <td>里道を法第2条第6号の「道路」とみなす。</td> </tr> <tr> <td>採光 (道路-反対側) (公園等-1/2)</td> <td>幅員の中心線を境界線とみなす</td> <td>里道を令第20条第2項第1号「公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面」とみなす。</td> </tr> <tr> <td>北側斜線 (道路-反対側) (水面等-1/2)</td> <td>幅員の中心線を境界線とみなす</td> <td>里道を令第135条の4第1項第1号「水面、線路敷その他これらに類するもの」と見なす。</td> </tr> <tr> <td>道路斜線 (道路-反対側)</td> <td>考慮しない</td> <td>里道は「道路」にも該当せず、令第134条第1項の「公園、広場、水面その他これらに類するもの」に該当しない。</td> </tr> <tr> <td>隣地斜線 (道路-対象外) (公園等-1/2)</td> <td>幅員の中心線を境界線とみなす</td> <td>里道を令第135条の3第1項第1号「公園、広場、水面その他これらに類するもの」とみなす。</td> </tr> <tr> <td>日影規制 (道路-1/2) (水面等-1/2)</td> <td>幅員の中心線を境界線とみなす</td> <td>里道を令第135条の12第3項第1号の「道路」とみなす。</td> </tr> </tbody> </table>				各規程 ( )内は規定の内容	形態がある場合	考え方	延焼ライン (道路-1/2) (空地等-対象外)	幅員の中心線を境界線とみなす	里道を法第2条第6号の「道路」とみなす。	採光 (道路-反対側) (公園等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす	里道を令第20条第2項第1号「公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面」とみなす。	北側斜線 (道路-反対側) (水面等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす	里道を令第135条の4第1項第1号「水面、線路敷その他これらに類するもの」と見なす。	道路斜線 (道路-反対側)	考慮しない	里道は「道路」にも該当せず、令第134条第1項の「公園、広場、水面その他これらに類するもの」に該当しない。	隣地斜線 (道路-対象外) (公園等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす	里道を令第135条の3第1項第1号「公園、広場、水面その他これらに類するもの」とみなす。	日影規制 (道路-1/2) (水面等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす	里道を令第135条の12第3項第1号の「道路」とみなす。
各規程 ( )内は規定の内容	形態がある場合	考え方																							
延焼ライン (道路-1/2) (空地等-対象外)	幅員の中心線を境界線とみなす	里道を法第2条第6号の「道路」とみなす。																							
採光 (道路-反対側) (公園等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす	里道を令第20条第2項第1号「公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面」とみなす。																							
北側斜線 (道路-反対側) (水面等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす	里道を令第135条の4第1項第1号「水面、線路敷その他これらに類するもの」と見なす。																							
道路斜線 (道路-反対側)	考慮しない	里道は「道路」にも該当せず、令第134条第1項の「公園、広場、水面その他これらに類するもの」に該当しない。																							
隣地斜線 (道路-対象外) (公園等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす	里道を令第135条の3第1項第1号「公園、広場、水面その他これらに類するもの」とみなす。																							
日影規制 (道路-1/2) (水面等-1/2)	幅員の中心線を境界線とみなす	里道を令第135条の12第3項第1号の「道路」とみなす。																							
解説																									
関連	【平成22年度第4回特定行政庁等連絡会議 統一運用】	大分類	中分類	小分類																					
		集団規定	形態規制	形態規制																					

## 沖縄県建築基準法取扱基準

● 集団規定

内容	第一種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱いについて	法第48条 令第 条						
取 扱 い	<p>第一種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅は、各住戸内店舗の面積が、当該住戸の2分の1以下、かつ建築物内の各店舗の床面積の合計が50平方メートル以下でなければならない。</p>							
解 説	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: right;">住宅部分と兼用部分は、内部で出入りできること</p> <p style="text-align: center;">A、B、Cは、店舗部分を含む各住戸の床面積の合計 a、b、cは各住戸内店舗の床面積の合計</p> <p style="text-align: center;"><math>a+b+c \leq 50\text{m}^2</math> かつ <math>a \leq 1/2A</math>、<math>b \leq 1/2B</math>、<math>c \leq 1/2C</math></p> <p>第一種低層住居専用地域内の兼用住宅の規定は、戸建て住宅、長屋及び共同住宅等で共用部分の無い住戸（長屋部分）の場合に適用する。</p> <p>なお、長屋部分を一部含む共同住宅における県条例第24条第2項の面積については、長屋部分も含む建築物全体の面積とする。</p>							
関 連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大分類</td> <td style="width: 33%;">中分類</td> <td style="width: 33%;">小分類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">集団規定</td> <td style="text-align: center;">用途地域</td> <td style="text-align: center;">長屋</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	集団規定	用途地域	長屋
大分類	中分類	小分類						
集団規定	用途地域	長屋						

## 沖縄県建築基準法取扱基準

● 集団規定

内容	ペット関連施設の用途について	法第48条		
		令第 条		
取 扱 い	<p>ペットを収容・飼育する施設は、畜舎として扱う。</p> <p>ペットショップの場合、ペットが売却されるまで、店内ケージや陳列棚等で飼育する場合は、その床部分は、「畜舎」とし、建築物用途は「物品販売業を営む店舗兼畜舎」とする。</p> <p>ペットホテルの場合、ペットを収容する施設の床部分は「畜舎」とし、建築物用途は「その他サービス業を営む店舗兼畜舎」とする。</p> <p>動物病院で入院施設がある場合、ペットを収容する床部分は「畜舎」とし、建築物用途は「その他サービス業を営む店舗兼畜舎」とする。</p>			
解 説				
関 連	【平成27年度沖縄県建築行政連絡会議】	大分類	中分類	小分類
		集団規定	用途地域	ペット

# 沖縄県建築基準法取扱基準

## ○防火・避難規定

内容	令第128条における共同住宅の出口の解釈について	法第35条		
		令第128条		
取 扱 い	<p>共同住宅の1階住戸の出入口前通路は廊下として取扱い、主要な出口はその廊下の出入口部とする。</p>			
解 説	<p>共同住宅の場合、1階住戸の出入口前は基準法上の廊下に該当するため、避難階における屋外の主要な出口は、廊下の出入口部分となる。従って、その部分から幅員1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては90センチメートル)以上の通路が確保されればよい。</p> <div style="text-align: center;"> <p>The diagram illustrates a cross-section of a common residential building. It shows three adjacent '住戸' (residences) on the ground floor. Above them is a '1階廊下' (1st floor hallway) supported by '柱' (columns). A '主要な出入口' (main entrance/exit) is located at the end of the hallway. The diagram shows the '隣地境界線' (neighboring land boundary line) on both sides of the building. A width 'A' is indicated between the left boundary and the start of the hallway. A width 'A'' is indicated between the hallway's exit and the right boundary. A width 'N' is shown for the hallway itself. Below the building is a '道路' (road). Arrows indicate the direction of travel from the residences through the hallway to the main entrance/exit.</p> </div>			
関 連		大分類	中分類	小分類
		防火避難 規定	避難	屋外への 出口

## 沖縄県建築基準法取扱基準

### ○防火・避難規定

内容	窓その他の開放できる部分の取扱いについて	法第35条 令第116条の2		
取 扱 い	<p>クレセント等の手動開放装置が床面からおおむね1.8メートルの高さに設けられている開口部は、令第116条の2第1項第2号に規定する「開放できる部分」として扱う。</p> <p>フック棒による開放、電気式・電池式遠隔操作による開口部は、令第126条の3第1項第4号に規定する「手動開放装置」とは取り扱わない。</p>			
解 説				
関 連	防火避難規定の解説(2016)P80 建築設備設計・施工上の運用指針(2019年版)P105	大分類	中分類	小分類
		防火避難 規定	防火	排煙

## 沖縄県建築基準法取扱基準

○防火・避難規定

内容	排煙免除規定による内装制限の適用範囲の取扱いについて	法第35条の2 令第126条の2						
取 扱 い	<p>建築基準法施行令第126条の2第1項第5号に係る平成12年建告第1436号第4号二の基準において、内装により排煙規定が免除される場合の壁及び天井の仕上げの範囲については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 窓等の額縁、天井の回り縁は、含まれない。 2 1.2メートル以下の腰壁は含まれる。</p>							
解 説								
関 連	【平成22年度第4回特定行政庁等連絡会議 統一運用】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大分類</td> <td style="width: 33%;">中分類</td> <td style="width: 33%;">小分類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防火避難規定</td> <td style="text-align: center;">防火</td> <td style="text-align: center;">内装</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	防火避難規定	防火	内装
大分類	中分類	小分類						
防火避難規定	防火	内装						

# 沖縄県建築基準法取扱基準

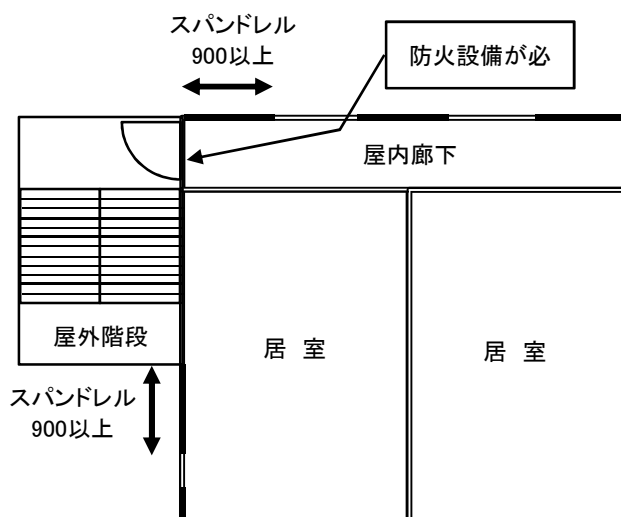
## ○防火・避難規定

内容	屋根のない吹き抜けに面する部分の取扱いについて	法第35条 令第112条	
取 扱 い	<p>主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とし、かつ、地階又は3階以上に居室を有する建築物で、屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けのうち、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条の規定による縦穴部分とみなし、防火区画をする必要がある。</p>		
解 説	<p>建築物に火災が発生すると、階段や吹き抜け部分などの垂直方向に連続する空間は、急速な火煙の伝播経路となる。このため建築物内部の「垂直方向に連続する部分」と「その他の部分」とを防火区画することにより、火煙の通り道を遮断することを目的に縦穴区画が規定されている。</p> <p>屋根のない口の字型(コの字型を含む)吹き抜けを有する建築物についても、吹き抜け部分が建築物内部の垂直方向に連続する空間に近く、急速な火煙の伝播経路となる可能性があるため、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル未満であるものについては、令第112条の規定による縦穴部分とみなし、防火区画を要するものである。</p> <p>また、対面する外壁間の距離(短辺D)が2メートル以上のものあっても、<math>5 \times</math> (短辺D)を超える高さの吹き抜けを有するものは、令第112条の規定による縦穴部分とみなし、防火区画をする必要がある。(下図参照)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> <span style="margin-right: 100px;">令第112条の規定による防火区画をする必要がない</span> <span>令第112条の規定による防火区画をする必要がある部分</span> </p> </div>		
関 連	建築設備設計・施工上の運用指針(2003年版)	大分類 防火避難規定	中分類 防火 小分類 防火区画



# 沖縄県建築基準法取扱基準

## ○防火・避難規定

内容	縦穴区画における屋外階段の取扱いについて	法第35条						
		令第112条						
取扱い	<p>縦穴区画が必要な屋外階段と屋内廊下は防火区画しなければならない。</p>  <p>The diagram illustrates a vertical shaft (縦穴) connecting an outdoor staircase (屋外階段) and an indoor hallway (屋内廊下). The shaft is enclosed with spandrels (スパンドレル) of at least 900mm height. A fire equipment requirement (防火設備が必) is indicated for the shaft enclosure. The shaft is shown connecting to two residential rooms (居室).</p>							
解説	<p>令第112条の規定では、階段等の「縦穴部分」と「その他の部分」との防火区画について規定しており、「その他の部分」が屋内部分であれば、防火区画が必要となる。</p>							
関連	【平成28年度九州ブロック建築行政連絡会議】	<table border="1"> <tr> <td>大分類</td> <td>中分類</td> <td>小分類</td> </tr> <tr> <td>防火避難規定</td> <td>防火</td> <td>防火区画</td> </tr> </table>	大分類	中分類	小分類	防火避難規定	防火	防火区画
大分類	中分類	小分類						
防火避難規定	防火	防火区画						

## 沖縄県建築基準法取扱基準

○防火・避難規定

内容	建築物に設ける煙突(排気筒)について	法第35条		
		令第115条		
取 扱 い	<p>建築物に設ける自家発電設備(重油等を燃焼して発電し、排ガスが排出される場合)の排気筒は、令第115条が適用される。</p>			
解 説				
関 連	<p>【平成30年度九州ブロック建築行政連絡会議】 建築設備設計・施工上の運用指針(2019年版)P73</p>	大分類	中分類	小分類
		防火避難 規定	防火	煙突

## 沖縄県建築基準法取扱基準

○防火・避難規定

内容	ペDESTリアンデッキの取扱いについて	法第35条		
		令第 条		
取 扱 い	<p>1 次の全てを満たすペDESTリアンデッキに接続する建築物の階は、避難階として取り扱う。</p> <p>①将来にわたり公共的に公開され、常時、出入りが自由であること</p> <p>②ペDESTリアンデッキが大規模で、救出や消火活動、また、一時待避にも使用できる広さを備えていること</p> <p>③二方向避難ができ、地上へ安全に通ずる複数の階段またはスロープが存在すること</p> <p>④接続する階とのレベルがほぼ同一で段差がないこと</p> <p>⑤避難計画が地上と同一レベルの一階等の避難階と併用で計画すること</p> <p>2 1を全て満たすペDESTリアンデッキと本体建築物について、建築基準法上、一の建築物か、別の建築物を問わず、避難階として取り扱う。</p>			
解 説				
関 連	【平成30年度九州ブロック建築行政連絡会議】 建築基準法質疑応答集P2144	大分類	中分類	小分類
		防火避難 規定	避難	避難階

## 沖縄県建築基準法取扱基準

### ○防火・避難規定

内容	直通階段(令第120条第4項)の取扱いについて	法第35条			
		令第120条			
取 扱 い	<p>令第120条第4項の規定に基づく緩和は、メゾネット型共同住宅の住戸のみに適用され、メゾネット型ホテル等の客室には適用されない。</p>				
解 説					
関 連	【令和元年度九州ブロック建築行政連絡会議】 防火避難規定の解説(2016)P45	大分類	中分類	小分類	
		防火避難 規定	避難	直通階段	